

第 33 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 2 時 0 0 分より、西部研修センター 多目的ホールにおいて、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎				
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

13	田部 恵				

その他の出席者（5名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
矢野事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1名

議案

議案第 6 9 8 号 最適化活動の目標設定について

議案第 6 9 9 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 0 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 0 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 7 0 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 3 3 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第 33 回定例農業委員会を始めたいと思います。
　本日の議事録署名者に、1 番 中津委員、1 9 番 岡本委員の両名の方
　にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
　では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第 6 9 8 号、最適化活動の目標設定について、を議題に供します。
　事務局説明願います。

事務局 　議案第 6 9 8 号、最適化活動の目標設定について、説明させていただきます。

　こちらにつきましては、別に配布しております、「令和 8 年度最適化活
　動の目標の設定等」をご覧ください。

　最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第 6
　条第 2 項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこと
　とされたものでございます。

1 ページは、令和 8 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況が記載されてお
　ります。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員、推進委員の人
　数を記載しております。

2 農家・農地等の概要につきましては、農林水産省の HP、農林業セ
　ンサスから、数値を記載しております。

2 ページをご覧ください。

1 最適化活動の成果目標から簡単に説明させていただきます。

(1) 農地の集積についてですが、②の目標をご覧ください。

　今年度の新規集積面積としまして、

　令和 1 2 年度末時点の集積率 7 8 パーセント目標につきましては、大垣市が策定している、農業経営基盤の強化の促進に関
　する基本的な構想に基づき、目標年度、集積率を一致させてお
　ります。今年度についての新規集積面積の目標値については、
　5 ha を目標に掲げております。

(2) 遊休農地の解消ですが、②の目標イをご覧ください。

令和7年度に、新規に発生した遊休農地1.4haの解消を重点的に目的として掲げております。

3ページをご覧ください。

(3) 新規参入者の促進についてですが、②の目標をご覧ください。

新規参入者への貸付に関する面積として、令和5年度から令和7年度における、農地の権利移動があった面積の平均50.6haの1割、5.1haを目標に掲げております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標について簡単に説明させていただきます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、昨年度の実績を踏まえ、1人当たりの活動日数について、月当たり10日を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、4月を、農地の集約に努める月とし位置づけ、続いて例年同様、7月及び11月を主に新規遊休農地発生防止として、農地パトロールの強化月とし、さらに、12月及び1月を、目標地区に位置付けした農地を転用する場合等に地域計画をあらかじめ変更する必要があることから強化月とした、計5ヶ月を活動強化月間として、位置付けております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、5月にOKBふれあい会館で開催される「ぎふアグリチャレンジフェア」に、農業委員と推進委員の2名の参加を目標としております。

本日、ご承認いただけましたら、当計画を岐阜県に提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

議長 ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第699号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第699号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

1 件提案されております。

当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、近隣農地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1 番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、8筆合わせて、17, 162㎡のうち16, 130㎡でございました。

2 ページをご覧ください。

事業計画変更後明細をご覧ください。

真中の所在欄をご覧くださいますと、⑦と⑧の間に線が入っておりますが、①～⑦が、当初計画から引き続き、賃貸借権による、砂利採取を目的として、一時転用されているものでございます。

期間につきましては、一番右側の転用目的の欄をご覧くださいまして、令和7年6月20日から令和9年3月31日まででございます。

次に、所在欄の⑧、⑨が、今回新たに砂利採取を目的として、令和8年4月14日から令和9年3月31日まで一時転用されるものでございます。

新たに、賃貸借権により加わる農地は、田、2筆合わせて、

3, 005㎡でございます。

以上をまとめたものが、下の表になります。

上段が、当初計画でございまして、下段が事業計画変更後明細でございます。

転用事業者、転用目的、期間について変更ございませんが、筆数、面積、について変更となっております。

なお、新たな一時転用期限は、令和9年3月31日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第700号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第700号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

6件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、畑、198㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、6,880㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、宅地(現況:田)、畑、13筆合わせて、10,033.65㎡で、ございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、677㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,060㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

6番、所有権移転によります、田、163㎡で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 3番の案件ですが、譲受人、譲渡人の住所が同じですが、親族ですか。

事務局 ご質問のとおり、親子間での所有権移転となります。

6番の案件ですが、外国の方が、水稲を行うことでいいですか。

当該譲受人は、安八町及び市内で、既に営農を営んでおりまして、10年以上日本で生活しております。作物につきましては、水稲を行うと申請されております。

議長 他に何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第701号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願ひます。

事務局 議案第701号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂き

ます。

4 ページをお願いします。

1 件提案されております。

1 番、田、329㎡で、農家住宅（進入路・駐車場・家庭菜園）でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

許可区分は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第702号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第702号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1 件提案されております。

1 番、先程ご審議いただきました、1 ページから2 ページまでの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、3,005㎡で砂利採取でございます。

農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。

一時転用による期間は、令和8年4月14日から令和9年3月

31日まででございます。

許可区分は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第33号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第33号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、224㎡で、一般個人住宅（物置）でございます。

2番、畑、383㎡で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、22件申請されています。

5ページをお願いします。

- 3番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、686㎡で、宅地分譲でございます。
- 4番、所有権移転によります、田、790㎡で運送業従業員用駐車場でございます。
- 5番、所有権移転によります、田、912㎡で、電気工事業事務所・倉庫・駐車場及び一般個人住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、372㎡で、一般個人住宅でございます。
- 7番、所有権移転によります、田、819㎡で、建設業駐車場・資材置き場でございます。
- 8番、所有権移転によります、畑、214㎡で、宅地分譲でございます。
- 9番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、601㎡で、分譲住宅でございます。

6ページをお願いします。

- 10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,587㎡で、分譲住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、417㎡で、分譲住宅でございます。
- 12番、所有権移転によります、田、495㎡で、宅地分譲でございます。
- 13番、所有権移転によります、田、1,218㎡で、宅地分譲でございます。
- 14番、賃貸借権によります、田、1,431㎡で、有料老人ホームでございます。
- 15番、所有権移転によります、田、665㎡で、建売分譲でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、672㎡で、建売分譲でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,43㎡で、公衆用道路でございます。

7ページをお願いします。

- 18番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、983.28㎡の

うち308㎡で、宅地分譲でございます。

- 19番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,956㎡で、貸駐車場でございます。
- 20番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,680㎡で、宅地分譲でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,487㎡で、製造業倉庫及び工場でございます。
- 22番、所有権移転によります、田、497㎡で、一般個人住宅でございます。
- 23番、所有権移転によります、田、292㎡で、一般個人住宅でございます。

8ページをお願いします。

- 24番、所有権移転によります、田、122㎡で、飲食業駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

25番、田、4筆合わせて、3,051㎡でございます。

26番、田、4,998㎡でございます。

27番、畑、545.05㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために

農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

28番、賃貸借権によります、畑、田、3筆合わせて、2,865㎡で、架空送電線路張替工事用作業場及び資材置場でございます。
なお、一時転用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時24分閉会

